



1. 使用目的
 - ・部屋は、どなたでも利用いただけます。
 - ただし、政治活動・宗教活動には利用できません。
 - また、物品の販売等の営業活動はできません。

2. 利用料
 - ・主催者の住所が市外の場合は、利用料が10割加算になります。
 - ※団体の場合は、団体の所在地が主催者住所となります。
 - ・入場料・参加費等で500円以上徴収する場合は、利用料が10割加算になります。
 - ・高校生以下の団体料金を希望される場合は、申し込み時に毎回申請してください。
 - 同月内の複数日を申し込みされる場合も、各日ごとに申請が必要です。
 - 高校生以下の団体料金適用になる場合があります。

3. 利用申込
 - ・部屋の利用申し込みは、当館、窓口での受付となり、利用料と引き換えになります。
 - ・利用申し込みは、休所日(火曜日、年末年始、臨時休所日)を除く、午前9時から午後6時30分までです。 ※部屋の空き状況については、電話で問い合わせさせていただくか、インターネットで確認してください。
 - ・ワムホールは毎月1日(休館日の時は2日)に6ヵ月先利用分の抽選会を当館にて行っています。抽選会終了後は、1F受付でも申し込みできます。
 - (ワムホールは窓口のみの申請でインターネットではできません)。
 - ・ローズホールは、3ヵ月先、会議室等は2ヵ月先までインターネット抽選日(毎月1日)の翌日から窓口で申し込みすることができます。
 - また、インターネットでの申し込みもできます。(要登録)

4. 利用回数
 - ・同一の部屋を利用する場合は1団体、1ヵ月 4回以内とします。
 - ただし、利用日の10日前の時点で、他に利用がない場合は、4回を超えても利用申し込みすることができます。

5. 利用時間
 - ・利用時間には、準備から後片付け等の時間も含まれます。
 - ・利用後、机、椅子等移動させた場合は、元通り(電話横に配置図があります)に戻して部屋利用報告書をご記入の上、受付(105)へ電話してください。点検に伺います。

6. 予約取消と利用料の還付
 - ・予約した施設をやむをえず取消する場合のキャンセル料について、会議室等は利用日の30日前、ローズホールは利用日の60日前、ワムホールは利用日の150日前まで、全額還付します。
 - また、会議室等及びローズホールは利用日の20日前まで、ワムホールは利用日の60日前までに取り消した場合は、利用金額の5割を還付します。(申請が必要です)上記期日を過ぎますと全額返金できません。
 - ※会議室等とは(会議室、研修室、控室、セミナー室、和室、料理工房)

7. 予約変更 ・予約の変更は、ワムホールは利用日の 20 日前までに、ローズホール及び会議室等は 3 日前までに利用日月内に1回限り窓口でできます。
ただし、すでに支払われた料金は返金できません。変更により、利用料金が増額した場合は、増額分を追加徴収、減額の場合は返金できません。
8. 利用定員 ・各部屋の定員を超えての利用はできません。
9. 一時保育 ・部屋利用のある団体の方は、有料で利用できます。 利用には団体登録が必要です。
なお、保育の受付は 15 分前から、入室は 10 分前からできます。
10. 附帯設備 ・必要な場合は部屋申請と同時に申請できます。(当日でも空いていれば申請可)
11. その他 ・主催者は、第三者に予約した施設の権利を譲渡・転貸はできません。
第三者に譲渡したことが判明した場合は、その時点で使用を禁止します。
・施設内での物品等の販売(営業活動等)は禁止します。
・持参した案内掲示物を、所定の場所以外に貼付・設置することはできません。
・個人情報を収集する場合、参加者等へ個人情報の利用範囲・管理等について、説明してください。
・チラシ等を作成、配布する場合は、主催者及び連絡先を明記してください。
※参考:「ポスター・チラシを作られる場合のお願い」があります。
・館内は禁煙です。センター屋外、西側に喫煙所があります。
・廊下は共有の場所です。机や椅子など出さないでください。
12. 駐輪場 ・駐輪場が満車の場合は、市役所の駐輪場をご利用いただく場合があります。
・大型バイクの駐輪はできません。
13. 給湯室 ・各階にてご利用いただけます。使用後は、原状に戻してください。
なお、ポット・湯呑・急須が必要な方は1F 事務室に申し出てください。
14. 案内板 ・各室、部屋番号表示板の下部がペーパークリップになっており、A4 用紙が設置できます。
15. 館内飲食 ・4・5階の会議室・2階交流サロン・ワムホール控室は飲食ができます。
3階和室・料理工房・地下1階ローズホール(シートを敷いて)は飲食・飲酒ができます。
ただし、ゴミは持ち帰りください。机など汚れた時は拭きとってください。
16. 台風対応 ・茨木市に「暴風警報」または「特別警報」が発表された場合は休所になります。

